

「子ども条例」が なあに?



「西東京市子ども条例」は、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的としてつくられました。条例づくりは、子どもをはじめ市民の皆さんの意見を聞きながら進めました。

今回、子ども条例のポイントをまとめてみましたので、ぜひご覧ください。

▶子育て支援課 ☎042-460-9841

まち全体で
支えよう

特集

子



西東京市子ども条例 6つのポイント!

Point 1 子どもや市民へのメッセージを載せています! 前文



この条例には、はじめに基本的な考え方や子どもをはじめ皆さんへのメッセージとして「前文」を載せています。

多くの方に読みやすく理解してもらいやすいように意識した文章にしています。

例えば、「わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。」や「子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。」など。想いが詰まった内容ですので、ぜひ読んでみてください。

Point 2 子どもにやさしいまちを目指します 第3章

まち全体で子どもの育ちを支え、子どもにやさしいまちづくりを進めます。そのために次のような施策に取り組んでいきます。

- 虐待を防ぎます。
- いじめなどの子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- 子どもの貧困を防ぎます。
- こころとからだの健康と安全な環境をつくります。
- 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- 社会の一員として、子どもの考えや意見を大切にします。
- 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。

いろいろ考えて
くれてるんだね



Point 4 みんなが子どもの育ちを支える役割を持っています 第1章



条例には、子どもの育ちを支える人たち(市・保護者・市民・育ち学ぶ施設の関係者・事業者)が努めるべき役割を載せています。それぞれの役割が果たせるように連携・協働していきましょう。

また、保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民が、家庭・育ち学ぶ施設・地域でそれぞれの役割が果たせるように、お互いに支援したり、支援を受けたりすることができます。

Point 5 子どもの育ちを支える人たちを支援します 第2章

